

下松市告示第 1 6 9 号

下松市広報編集業務委託公募型プロポーザルの手続きを開始するので、以下のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 7 日

下松市長 國井 益雄

1 業務概要

(1) 事業名称

下松市広報編集業務委託

(2) 事業内容

「下松市広報編集業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(4) 業務委託に要する費用（参考価格）

5 年総額 3 6,3 0 0,0 0 0 円（上限、消費税相当額を含む）

※単年度年額 7,2 6 0,0 0 0 円（上限、消費税相当額を含む）

2 資格要件

応募する事業者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の競争入札への指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 営業停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社再生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 応募手続き等

（1）実施要領等の公表、交付

- ① 交付開始 令和7年11月7日（金）9時
- ② 交付方法 市のホームページからダウンロード
- ③ 公表・交付資料
 - （ア）実施要領
 - （イ）仕様書
 - （ウ）デザイン提案書の作成にあたって
 - （エ）様式

（2）実施要領等に関する質問の受付

- ① 質問書（様式2）を下松市地域政策課へ電子メールにより提出（電話により受信の確認を行うこと）。
- ② 受付期間 令和7年11月10日（月）9時～11月17日（月）17時

（3）実施要領等に関する質問に対する回答

電子メールにて回答する

回答期限 令和7年11月18日（火）16時

（4）参加表明書及び提出書類の受付

- ① 提出期間 令和7年11月20日（木）9時～11月27日（木）17時
- ② 提出先・提出方法
下松市地域政策課に持参又は郵送。

（5）課題原稿の提示

- ① 提示日 令和7年11月28日（金）10時
- ② 提示方法 電子メールにより送付

(6) デザイン提案書の提出

① 提出期間 令和7年12月22日(月) 9時～12月25日(木) 17時

② 提出先・提出方法

下松市地域政策課に持参又は郵送。

4 資格審査及び提案審査

(1) 資格審査

参加資格要件及び書類不備等を確認し、資格がない者及び書類不備の場合は失格とする。

(2) 課題審査

提出された書類を基に書類審査を行う。

ただし、必要な場合は、ヒアリング審査を行い、日時、場所等の詳細は個別に通知する。

(3) 審査に関する結果の通知

令和8年2月20日(金)(予定)

5 長期継続契約について

本業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものであり、契約の翌年度以降において、本業務における予算が当該年度における年間予定委託料総額未満に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがあるので、了承のうえ、プロポーザルに参加のこと。

この場合、市は、当該契約の変更または解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

6 担当部署

下松市地域振興部 地域政策課広報戦略係(市役所4階2番窓口)

〒744-8585

下松市大手町三丁目3番3号

電話 0833-45-1802

FAX 0833-45-1849

7 その他

詳細は「下松市広報編集業務プロポーザル実施要領」等配布資料を参照のこと。